

京都市都市計画審議会部会の議事運営について

京都市都市計画審議会条例第8条第1項の規定により設置した部会（以下「部会」という。）について、京都市都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、部会の運営に関し必要な事項を定める。

（議事）

第1条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、部会の会議（以下「会議」という。）を開くことができない。

（部会の公開）

第2条 会議は、公開とする。ただし、部会が公開すべきでないと認める場合は、この限りでない。

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

（傍聴の手続）

第3条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴受付締切時刻までに、傍聴希望受付簿に氏名を記入しなければならない。

2 傍聴希望者は、前項の規定による記入をした後は、会場の受付前において部会事務局職員（以下「職員」という。）の指示に従って整列し、及び待機しなければならない。

（傍聴者の定員）

第4条 傍聴者の定員は、10名以上とし、会場の規模に応じてあらかじめ定める。

2 傍聴希望者の人数が前項の規定による定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、会場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録画及び録音等をしないこと。
- (5) 部会長及び職員の指示に従うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(報道関係者の特例)

第7条 報道関係者の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。

- 2 報道関係者は前条第4号の規定にかかわらず、会議の運営に支障のない範囲で写真の撮影をすることができる。ただし、録画及び録音については、会議の冒頭に限りすることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、第2条第1項ただし書の規定により、審議会が会議を非公開とした場合は、速やかに会場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 部会長及び職員は、傍聴者がこの取決めの規定に違反していると認められるときは、これを止めるよう命じることができる。

2 部会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

3 職員は、部会長に前項の措置を講じるよう進言することができる。

附 則

この取決めは、令和7年5月1日から実施する。